

## Gunma Flower Park+ 無料シャトルバス運行業務委託契約書（案）

群馬県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託）

第1条 甲は、Gunma Flower Park+ 無料シャトルバス運行業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 本契約による委託期間は、契約の締結日から令和8年12月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金\_\_\_\_\_円とする。（うち消費税及び地方消費税の額金\_\_\_\_\_円）

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託内容）

第5条 本件業務の内容は、別添仕様書のとおりとする。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

（完了報告及び検査）

第6条 乙は、委託事業を完了したときは、その日から起算して10日以内に、本件業務に関する完了報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の完了報告書を受理した日から起算して10日以内に、本件業務の実績について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第7条 前条第2項の検査に合格したときは、乙は、速やかに本件業務に関する委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（委託業務内容の変更）

第8条 甲又は乙のやむを得ない事由により委託業務内容の変更が必要となった場合は、甲乙協議の上変更することができる。

（著作権等の帰属）

第9条 本契約により生じる著作物の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）等の一切の権利は、甲に帰属するものとする。

- 2 前項に関わらず、乙が従来から権利を有していた乙固有の技術やノウハウ等については、乙に留保するものとする。
- 3 乙は、前々項により甲に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙の履行した業務に契約不適合が認められる場合は、甲の指定により乙は補修、再実施その他必要な措置を講じなければならない。

(臨機の措置)

第11条 甲は、本件業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

- 2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査等)

第12条 甲は、乙の本件業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本件業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、本件業務を自ら行うものとし、他の者に本件業務の全部または一部を再委託することができない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務と同様の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(解除等)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約を履行することができないと甲が認めたとき。
  - (2) 乙の本件業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
  - (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙の役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
  - (4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
  - (5) 乙がその他本契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10

分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

- 3 甲は、第1項の規定により本契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) 本契約に関し、乙(その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第16条 乙が、前条及び前々条に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第17条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、本件業務の実施に際して甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(秘密の厳守)

第19条 乙は、本件業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項は、業務期間終了後も同様とする。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第21条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(法令の遵守)

第22条 甲及び乙は、本契約に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第23条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約及び本契約に関して取得した権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(準拠法、裁判管轄)

第24条 本契約に関する準拠法は日本国法とする。

2 本契約に関する紛争は、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和8年●月●日

甲 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号  
群馬県知事 山本 一太

乙 住所 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_